別紙2 (参考) 「市へ提出する申請書等の押印の原則廃止について」配信メール



コミュニティ市町村メンバー

参照

(← 戻る)

削除

タイトル: ●川崎市からのお知らせ●市へ提出する申請書等の押印の原則廃止について(お知らせ)

本文: 高齢者施設・介護保険事業者の皆さま 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課からのお知らせです。

※このメールに返信することは出来ません。

日頃から、本市の高齢者福祉に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本市では、事業者の皆様の各種申請等の手続において、利便性向上や負担軽減を図るために、令和3年4月1日から、市へ提出する申請書等への押印を原則廃止することとし、この度、整理させて頂きましたので、御案内をいたします。

なお、補助金交付申請書、有料老人ホーム経営状況報告書等、一部書類については引き続き 押印が必要となりますので、御注意ください。

詳細は、本市ホームページに掲載されている「押印を廃止する申請書等一覧」、「引き続き押印が必要な申請書等一覧」を参照してください。

【HP掲載場所】

https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000126888.html

【お問い合わせ】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電話:044-200-2469/FAX:044-200-3926 E-MAIL:40kosui@city.kawasaki.jp

※「有料老人ホーム経営状況報告書」については、メール配信した際には押印が必要とご案内しておりましたが、現在は押印不要となっています。